

新城市における市町村運営有償運送
(市町村福祉輸送) の承認について

長 寿 課

1 新城市の状況

本市では、作手地区内において旧道路運送法第80条許可を受け、平成15年4月9日付け「愛運輸第8013号」により市町村福祉輸送を実施してきました。

平成18年の道路運送法一部改正により同法80条による許可制から同法79条による登録制へと変更となり、有効期間が設定されました。

平成23年10月1日以降の継続運行に当たっては、必要性等を地域公共交通会議において承認をいただき「愛運輸第1303号」登録証により平成26年9月30日まで運行して参ります。

平成26年10月1日以降の継続運行に当たって更新登録申請が必要であり、「地域公共交通会議で協議が調っていることを証する書類」を添付することとなっているため、今回の会議でこの事業の継続承認をお願いするものです。

2 市町村運営有償運送の必要性

作手地区において、市町村運営による交通空白輸送「つくであしがる線」及び「守義線」の運行を行っていますが、身体障害者や要介護認定者などは、身体状況によって公共交通機関を利用することに不安を感じられたり、また自宅からバス停まで距離があり、その移動が困難な方などは、交通空白輸送の利用が難しい状況となっています。そういった方の買い物や通院などの外出を支援するために、この市町村運営有償運送を行っています。

今後、更なる高齢化が進む作手地区において、公共交通機関の利用が難しい方々が、住み慣れた地域で安心して生活していただくために、この市町村運営有償運送の必要性は非常に高いものとなっています。

3 市町村運営有償運送の概要

(1) 運送の区域

新城市内

乗車場所又は到着場所のいずれかが新城市の区域内

(2) 旅客から収受する対価

最初の1.5キロまでは350円、加算運賃1キロ毎に50円

一般乗用旅客自動車運送事業（尾張・三河地区）

中型車 最初の1.5キロまでは700円（概ね1/2）、

加算運賃246メートル毎に80円

（参考：豊鉄バス 作手高里～新城栄町・新城駅口の区間400円）

(3) 利用対象者

福祉輸送を利用することができる者は、次のいずれかに該当する者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であって旅客名簿に記載されている者

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
- (3) 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
- (4) その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

※平成26年3月31日現在、旅客名簿に記載されている者 61名
うち、身体障害者18名、要介護認定者17名、要支援認定者25名、知的障害者1名

※地域包括支援センター・高齢者ふれあい相談センター連絡会議、介護サービス事業者会議などでPRを図り、利用希望者にサービスが行き届く体制を強化していきます。

(4) 自動車の種類

ゼダン型 2台（内軽自動車1台）

ニッサンサニー 豊橋500ち6294

スズキワゴンR 豊橋500き5151

(5) 事業委託先

社会福祉法人 新城市社会福祉協議会

運行管理の責任者 1名（市社会福祉協議会 作手センター所属）

運転者 3名（市社会福祉協議会 作手センター所属）

※別添資料 平成25年度市町村運営有償運送実績

平成25年度市町村運営有償運送実績

1 会員登録人数内訳

	25年度
① 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者	18
② 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者	17
③ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者	25
④ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、その他障害(発達障害、学習障害を含む)を有する者	1
合計	61

2 月別利用実績内訳

	サービス別 利用回数				身体状態別 利用回数				
	買い物等	通院(作手)	通院(新城)	計	①身障	②要介護	③要支援	④その他	小計
4月	1	23	23	47	23	14	10		47
5月	4	25	23	52	24	20	7	1	52
6月	1	28	12	41	18	17	6		41
7月		24	7	31	9	15	7		31
8月	2	17	7	26	10	12	4		26
9月	2	12	10	24	9	11	4		24
10月	2	13	15	30	12	14	4		30
11月	3	21	8	32	14	10	8		32
12月	1	15	7	23	10	4	9		23
1月	6	11	4	21	9	5	7		21
2月	1	14	5	20	9	3	8		20
3月	4	14	6	24	10	6	8		24
計	27	217	127	371	157	131	82	1	371

平成25年度市町村運営有償運送実績

番号	年齢	区分	買い物	作手診療所通院	市内病院通院	利用者状況
1	68	介護1	3	1		下肢筋力低下により路線までの自立歩行不可
2	77	身障3		17		膝関節症、踵うつ病により公共交通機関の利用は不安
3	83	支援1		1	2	腰痛症と下肢の筋力低下による路線までの自立歩行不可
4	91	介護1		11	6	認知症によりバス利用が難しい
5	86	支援2	3	12		腰部脊柱管狭窄症、腰痛や円背による自立歩行不可
6	86	身障2			16	立ち上がり困難・腰部脊柱管狭窄症による体幹機能障害
7	78	支援1		1		眼科受診等に交通機関が不十分なため
8	88	支援1				腰部脊柱管狭窄症による移動制限
9	87	支援2				変形性脊椎症による自立歩行不可
10	77	支援1				両膝痛による路線までの自立歩行不可
11	82	支援1				病院受診等に交通機関が不十分なため
12	90	介護1		5		バスの乗り降り等下肢の筋力低下による支障がある
13	90	介護1				認知症の進行により公共交通機関の利用に不安がある
14	86	介護1				認知症によりバスの利用は不安があるため
15	70	支援2	5	13		変形性脊椎症、腰痛、両下肢痛により自立歩行不可
16	92	支援2				介護者の運転では通院が難しい、本人の歩行では公共交通の利用に不安がある
17	81	支援1				公共交通機関を使っでの移動に不安がある。
18	92	支援2		1	1	高齢のため バスの乗り降り等 下肢の筋力低下によるため
19	91	身障1				視覚0、聴覚障害（聴神経炎）
20	83	介護3				意欲低下、筋力低下によりバス停までの移動ができない。
21	86	身障4			1	右足糖尿病壊疽にて切断しており、自力歩行ができないため
22	60	介護1	1	1	15	リハビリ通院に利用 下垂足と大腿骨骨折の既往のため歩行困難であり車の乗降には見守りが必要でバスの乗降は困難なため
23	85	介護2				自宅が山の上であり、また筋力低下もあるためバス停までの移動が困難である
24	88	支援1				飲酒運転の危険と判断力の低下のため公共交通機関利用が望ましいため
25	87	支援1				鬱病による不安症状及び左網膜中心静脈閉塞症
26	83	身障3				脊髄性麻痺による左下肢機能全廃
27	86	支援1			1	両下肢筋力低下により路線までの自立歩行不可
28	73	身障3			4	網膜色素変性症 視能損失率94%
29	87	身障1				通常隔日の透析通院を娘が援助しているが、自営の仕事や都合が合わないときに福祉輸送を利用したい
30	74	身障1				透析、脳梗塞後遺症、筋力低下により自力歩行が不安定であるため
31	90	身障1				慢性腎炎による自己身辺活動困難
32	71	身障4	3	4		肺結核による呼吸機能障害
33	81	身障2				独居で公共交通機関の利用が困難なため
34	82	介護2				高齢者世帯で交通手段がないため
35	94	支援1				心臓弁膜症及び心肺機能低下
36	87	支援1		1		腰痛・両下肢筋力低下により路線までの自立歩行不可
37	86	支援2				両下肢筋力低下により路線までの自立歩行不可
38	80	介護1				うつ病のため通院の必要があるが、自力では移動に不安がある
39	86	身障3		8		椎間板ヘルニア・体幹機能障害・歩行不可
40	86	支援2			4	両下肢筋力低下により路線までの自立歩行不可
41	86	介護1		12	16	独居世帯で通院に援助が必要のため
42	84	身障4		1	13	直腸機能障害による社会生活活動制限
43	88	支援2		1	11	腰部脊柱管狭窄症による歩行不安定。自立歩行不可
44	91	介護2	1			下肢筋力低下により路線までの自立歩行不可
45	60	知的B	1			車の運転ができず高齢な母と二人暮らしで交通手段がない為
46	67	身障2		43	1	脳梗塞による右方麻痺機能障害
47	80	介護1		1		山間部のため路線バスまでの歩行が困難なため
48	89	身障3	4	8		狭心症による心臓機能障害
49	81	介護4	1			車椅子や歩行車を使用しているため、公共交通機関の利用が難しい
50	79	支援1	3			腰椎圧迫骨折のため長く歩くことが難しい
51	88	支援1		3		両下肢筋力低下により路線までの自立歩行不可
52	87	支援2		1		歩行不安定でバス停までの移動が困難
53	80	身障1				糖尿病性腎症による腎臓機能障害により歩行困難
54	79	支援2				変形性脊椎症による歩行不安定。自立歩行不可
55	79	支援1	1	6		運転ができなくなり地域的に不都合があり通院や買い物をしたいため
56	91	支援1		4		認知症により乗降の判断がつかないため
57	83	介護1				腰椎すべり症・変形性膝関節症による自立歩行不可
58	92	介護1		2	1	両下肢筋力低下により路線までの自立歩行不可
59	77	身障5				左股関節脱臼による跛行・左股関節機能障害
60	91	介護1				GH新城作手の家入所・一人暮らしでバス停留所まで歩いて行けない。
61	81	身障3			1	膝の痛みや心臓に負担がかかり、バス停や病院までの移動に不安があるため（眩暈あり）
※	83	介護1		3		H25.12.14 施設入所のため取消
※	80	介護3		15		H25.9.20 施設入所のため取消
※	82	介護2		32	4	H25.12.5 施設入所のため取消
※	90	支援2		1		H25.8.24 施設入所のため取消
※	91	支援2	1	5		H25.7.22 施設入所のため取消
※	85	身障6		3	1	H25.8.31 転出のため取消
※	85	身障1			29	H25.10.5 死亡のため取消
合計			27	217	127	

H25年度末会員数：61名